

<付託案件>

議案 263 号 大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

<関連する陳情書>

陳情第 355 号 大阪南港野鳥園の存続に関する陳情書

◆**港湾局から提出の案件の説明(野鳥園の部分のみ抜粋)**

平成 24 年度 7 月策定の市正改革プランに沿って、南港野鳥園は今年度末をもって廃止するために、条例案を一部改正するものです。なお、大阪南港魚釣り園および南港野鳥園につきましては、施設の位置づけは変更しますが、施設本来の機能は維持することとします。

◆**南港野鳥園の案件についての質疑**

Q: 金沢一博(K、公明)

条例の改廃の対象となっています港湾局所管の対象施設につきまして質問させていただきます。南港魚釣り園や南港野鳥園など多くの市民が利用する施設が、今回の市政改革プランの対象となっております、大阪市としてはその見直しの方向性に沿って、これら施設の条例の改廃を行うということでございます。

こういった施設の見直しにあたっては、施設の収支状況がどのようになっているのか検証するという事は、費用と効果がどうなっているのかをみるために、極めて重要だとおもっております。

そこで、具体的な議論に入る前に、それぞれの施設の収支状況について順にお聞きしたいと思っております。

まず、南港野鳥園についてですが、市政改革プランの実施計画では、施設の位置づけを変更して、効率的な機能維持を図ることとなっております。具体的には、条例施設としては平成 25 年度末で廃止して、緑地としての位置づけ、干潟湿地については現在の環境の保全が可能な管理をおこなうこととしておりますが、施設の収支状況はどのようになっているのかお聞かせください。

A: 井元課長(I、港湾局)

野鳥園施設の収入につきましては、平成 24 年度決算見込みで、本市から指定管理者に支払われる業務代行料 2350 万に、物販収入などを合わせまして、約 2400 万円となっております。それに対し支出につきましては、人件費、清掃警備などの委託費を含む管理費などを合わせまして、約 2360 万となっております、差し引き約 34 万円です。わずかに黒字となっておりますが、黒字となっておりますのはあくまで本市が 2350 万円の業務代行料を負担しているからでございます、施設の収支としては赤字でございます。

Q: K

施設の収支状況をお聞かせいただきましたが、野鳥園については施設の効率化を図っていかねばならない、その通りかもしれませんが、入園料をとっていませんので、収支均衡の問題ということではなく、それぞれの経費が妥当かということだと思います。

先般、野鳥園を視察しましたが、私が知っている野鳥園といいますのはもう 20 年以上前に子供を連れてはじめて訪れた時なのですが、その時は、水鳥なんかはまったく見られませんでした。唯一、フクロウが木にとまっていて、それをみて子供が非常に喜んでいました。そんな状況だったのですが、今回、ここを見せていただいた時に、ほんとにこれが同じ所かと

思うくらいたくさん水鳥が飛来し、干潟でいろんな種類が見られる。ほんとに素晴らしい環境施設になっていました。こういう風に良くなってきている施設ですので、市民のためには絶対に残していかなければならないという強い思いがしました。

ある意味、2400 万円で、陳情書によると 10 万人というたくさんの方が来られて、素晴らしい世界に触れることができる。これを高いとするか安いとするかということだと思います。

今回の見直しによって、条例上の施設として廃止するとなると、せっかくよくなった施設が今後どうなるのか大変心配される部分がございます。

野鳥の訪れる干潟や湿地の環境の維持は、先程も申しましたように 30 年近くかけてできたもので、これは、指定管理者をはじめ多くの関係者の手によって長年にわたって守り続けてこられたものだと思っております。

こういったところが一度つぶれてしまうと、なかなか元に戻すのは大変で、それは工業化の中で環境が破壊されて、それを修復していくのに非常にお金がかかったということを考えても、すぐわかることです。

来年以降に指定管理者がなくなる状況で、本当に実施計画で言われている機能維持を確保することができるのか、この点について聞かせていただきたい。

A: I

干潟湿地については本市の貴重な社会資本と考えていることから、現在の環境を保全する状態で管理を行かなければならないと考えております。干潟湿地の管理手法については現在検討中ですが、現在の指定管理からのヒアリングや専門家からの意見聴取を行いました結果、緑地としての管理でも現在の環境の保全は可能と考えております。委員ご指摘のように、これまで指定管理者をはじめ野鳥園の運営に携わって来られた NPO など多くの方の手で野鳥が息息する環境が維持されてきたことも事実でございます。引き続き野鳥を観察できる施設として、市民の皆様にご利用いただけるように NPO やボランティアの活用についても検討しているところでございます。

Q: K

緑地として維持管理していくというお話でしたけれども、その維持管理費はどのくらい見積もられているのか。それと、それはどのような管理項目になるのか。この点についてお聞きしたいと思います。いわゆる一般の公園の緑地管理と違うところがどういうところなのか。たとえば、今でしたら、観察指導員が行ってきた釣り人などの立ち入り禁止区域への侵入を防ぐための監視業務などもやられていて、こういったことも不可欠であるかなと思っております。

A: I

委員ご指摘の緑地の維持管理費ですが、概算で約 1500 万を見込んでおります。管理の内容でございますが、現在、干潟湿地を除くエリアにつきましては、園路沿いの樹木の剪定、除草、清掃等を行っていきまして、干潟湿地につきましては、ヨシ刈りや干潟内のゴミ収集も行っています。

樹木の剪定、除草、清掃については、公園など一般の緑地と同様の管理でございまして、今後もこれまでと同様の管理を行っていきます。干潟湿地の管理については専門家に意見聴取したところ、とくに専門的な知識や特殊な作業が必要ではないとの意見をいただいておりますが、環境調査を行って、干潟湿地の管理状況を確認する必要があると思っております。

Q: K

今聞いただけでも 1500 万位かかる。それ以外に発生してきましたら、今の 2400 万とあまり変わらないし、非常に効率の悪い話になるので、その辺をよく見ておく必要があると思いま

す。

せっかく素晴らしい施設になってきた野鳥園については、干潟湿地、展望塔などの施設の機能の維持をしていって、市民が本当に身近に自然を感じる施設としてやっていくべきであると思っています。

そういった見通しがたってから条例を廃止してもいいのではないかと。いまの状況では、必ずしもしっかり検討されているとは思えません。

学校なんかも一部利用して学習に使われています。利用者数はそれほど多くはないですが、それでも24年度で1354人の利用がされているわけです(小学校、中学校)。場所が場所ですのなかなか利用しにくい面がある。本当にいい施設ですので、もっと安く行く手立てがあれば、遠足でいくにはここだけでは不十分で使い勝手が悪いのですが。たとえ100円200円とってももっと利用価値があがっていくと思います。

西川ひろじ(N、自民):

市政改革プランに盛り込まれている市民利用施設の廃止、縮小などについてお尋ねしたいと思います。

港湾局においても、大阪南港魚つり園や野鳥園など多くの市民が利用する施設が対象となっており、見直しの方向性に沿って、条例の改廃を行うということでございます。

これらの施設は各々設立の目的や経緯があって、これまで利用されてきたはずですが、作成された市政改革プランにおける見直しは、コスト面だけで議論がされており、市民の視点や施設の設置目的、利用者の声が反映されているとは全く思えません。そこで、私の方から、魚つり園と野鳥園のことについて質問します。

金沢先生からもお金(収支)の話がございましたけれども、なんでもかんでも金銭至上主義だけでええ町ができる訳がない。住んで良かった大阪、世界に誇れる大阪市を目指して欲しいと思う訳です。……ご自身の心に正直によくお考えいただきたいとお願いします。

……………(以下、魚つり園の質疑応答部分は省く)……………

Q:N

野鳥園は、年間約11万人の方が訪れており、野鳥の観察を通じて自然と触れ合えるという施設です。こういった施設は関西でも他にはありません。環境教育の観点からも大阪市にとっては大変貴重な財産だと思っています。3月の予算委員会における局の答弁では、条例施設としては廃止するが、干潟湿地は重要な社会資本であり、現在の環境を保全する形で管理していくとのことでありました。

条例施設として廃止するということは、指定管理者の管理からはずれるということでありまして、確かに経費は削減できるかもしれませんが、指定管理者の居ない状態でこの貴重な環境が本当に守っていけるのか、そうは思えないのです。

今回の見直しはやめるべきではないでしょうか。

A:I

本市の厳しい財政事情の下、市政改革プランの基本原則であります民間できることは民間に、施策事業の聖域なきゼロベースの見直しなどといった点を踏まえまして、野鳥園などの4施設については、指定管理者による管理運営を現状のまま継続することは困難であると

考えます。従って、野鳥園は施設の位置づけを変更しますが、施設本来の機能は維持していくこととしており、条例施設としましては 25 年度末で廃止し、緑地と位置づけ、干潟湿地については現在の環境の保全が可能な管理を行うこととしております。

Q: N

しかしですね、野鳥園は、東アジアオーストラリア地域フライウェイパートナーシップという国際的なネットワークにも参加しております、今回の見直しによって干潟湿地などの現在の環境が守られなければ、国際的な信用問題にもかかわると大変心配しております。

先の従軍慰安婦問題で大阪市は姉妹都市のサンフランシスコにも市長が訪問できないことになっている訳で、これ以上、大阪市は国際的な信用を失うようなことがあってはならないと思うのです。本当に情けないことと思っております。

これまでは指定管理者である NPO がレンジャーとして展望塔に常駐して、観察指導や野鳥の説明を行うだけでなく、干潟湿地を監視したり、傷ついた野鳥の保護をおこなってきたから、干潟や湿地は守られてきたのであって、今回の見直しでこういった人件費が削減されてしまうと、今後の管理運営におおきな支障がでるのではないかと心配をしています。その点、どうでしょうか。

A: I

干潟湿地については本市の貴重な社会資本と考えており、現在の環境を保全する状態で管理を行かなければならないと考えております。干潟湿地の管理手法については現在検討中ですが、現在の指定管理者である NPO や干潟・環境の専門家からの意見聴取を行いました結果、とくに専門的な知識や特殊な作業が必要ではないというご意見を頂いたことから、緑地としての管理でも現在の環境の保全は可能と考えております。ただし、干潟湿地の管理状況については年に 1 回程度、専門家に確認して頂くことが必要と考えており、具体的には、干潟のごみ収集やアオサ取りなどにつきまして、どんな時期にどの程度行うのが最も効果的か、また、生物の生息環境に変化が生じているかも確認し、干潟湿地の保全に努めていくこととしたいと思っております。

Q: N

干潟や湿地の環境は守っていくということですが、展望塔にレンジャーが常駐し、干潟と湿地を監視したり、傷ついた野鳥の保護を行ってきたという意味では、展望塔の存在は非常に大きいと思います。

条例廃止後の展望塔は、関係区と意見交換をしながら、施設管理者の負担が無い前提で、民間やボランティアなどによる運営スキームを検討することとなっています。

こんなに都合のいいスキームが構築できるのでしょうか。関係区との検討状況はどうなっているのか、お聞かせください。

A: I

施設管理者に負担のない活用スキームが構築できるかについては住之江区と連携して検討しています。検討に際しまして、展望塔を民間やボランティアが利用するには、光熱水費等の施設管理上に必要経費が発生しますので、この財源をどう確保していくかなどの課題もございます。課題の解決に向けまして鋭意取り組んでいきたいと思っております。

Q: N

住之江区との検討状況は分かりましたが、一方で住之江区と港湾局だけでは検討がすすまないとも聞いております。関係局も含めた広い範囲で検討も必要だと思います。野鳥園については住之江区も地元の区として、この貴重な財産を守っていこうと強く思っていると聞

きます。今後は関係局のみならず、住之江区も入れて、課題の解決にむけて取り組んでいけばいいのではと考えますが、どうお考えでしょうか。

A: 高橋課長

港湾局の所管する集客施設については、市長から港湾局で判断せずに施設の必要性を大阪全体の視点で見るとの指示を受けています。このため、港湾局所管の施設の必要性を検討するにあたりましては、副市長をトップに、関係局で検討を進めているところです。野鳥園全体のあり方につきましても、その枠組みの中で、現状や課題などについて整理をすすめているところでございますが、これまでは関係区として住之江区の参加はいただいております。

これは、展望塔の活用につきましては、全体のあり方とは別に、NPO や地元との調整が大きな要素として必要であるため、この枠組みとは別に、施設を所管する港湾局と住之江区との間で進めていたためでございます。

今後につきましては、委員からご指摘がありましたように、全体の枠組みの中で、展望塔の活用につきましても全体の問題として共有できるよう、住之江区の参加についても必要なものであると考えます。

Q:N

どこが責任をもってしていただけるのか判りませんでしたので、副市長にきていただきました。わが党派としましては冒頭にも申し上げましたように、市政改革プランにおける見直しはコスト面だけで議論されており、市民の視点や施設の設置目的、利用者の声が反映されているとは全く思えないため、今回の条例改正案については反対であります。

もし仮に、条例施設を廃止することになったとしても、広く市民が利用していた施設については、引き続き市民の皆さんが利用できるように考えるのが当たり前であります。例えば、議論をしてきた野鳥園の展望塔であれば、ここが使えなくなると、環境学習の場が奪われることにもなるし、そもそも干潟や湿地の保全にも影響がでることが懸念されます。

様々な課題があるということは理解しておりますが、地元の住之江区とも連携しながら、これまで通りの利用ができるよう市の内部で調整を図り、影響が出ないようにすべきです。これまでの質疑の中で、答弁では条例施設としては廃止するものの、機能は維持するということではありますが、単に機能を維持するだけでなく、利用者に不便をかけないようにしていく必要があると考えますけれども副市長の見解をお願いします。

A: 田中副市長

野鳥園の展望塔につきましては、その活用方法を港湾局と住之江区と検討をすすめているところでございます。しかしながら、両者の検討の中では課題も多く、その解決にあたりましては、私の下で検討している枠組みへ区役所も参加させて、私自ら話を聞き、必要な判断をしてまいりたいと考えます。

多くの市民の方に利用していただいています魚釣り園と野鳥園につきましては、今回の条例改正によって位置づけを変更していくものの、今後とも施設としての機能を維持し、引き続き市民の方に安心して利用していただけるように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

N: 副市長自らしっかりと対応していただきたいということで私の質問はおわります。

Q: こはら孝志(K、共産党)

魚釣り園は年間 5 万人で 3200 万の業務委託料、野鳥園で 10 万人の利用があつて 2300 万円……。業務委託料も、市民利用施設の来園者を見ると決して多額の経費ではない。

南港野鳥園の陳情書も納得のいくものであります。

港湾整備費には数 100 億のプロジェクトを進める一方で、年間 2000～3000 万のかけがいのない市民利用施設を廃止するというのは市民の理解が得られないと思います。

そういったことでは、これらの条例にも反対の意見を表明します。

採決:

維新 賛成

公明 留保

自民 留保

みらい 留保

共産 反対